

3産労農水第1162号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に伴う知事管理漁獲可能量の変更に関し、別添「くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領」を定めることについて、貴委員会へ意見を求めます。

令和3年11月16日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領（案）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき実施する、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る海区漁業調整委員会の意見聴取については、あらかじめ東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の了承を得たうえで、本実施要領に定めるところによるものとする。

（趣旨）

第 1 くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に伴う知事管理漁獲可能量の変更に関するルールを整備することにより、事務手続きを迅速化し、漁業者の操業機会を確保し、漁獲枠の有効活用を図る。

（追加配分時の手続き）

第 2 追加配分に伴い当該管理年度の知事管理漁獲可能量を変更しようとするときは、次の第 3 の規定に基づき配分を行うこととする。

（知事管理区分への追加配分の基準）

第 3 くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の知事管理区分への追加配分は、漁船等漁業へ配分することとする。

（変更後の報告）

第 4 本実施要領により知事管理漁獲可能量の変更を行った場合には、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、直近で開催される委員会でその経緯を報告する。

附 則（3 産労農水第 号）

この実施要領は、令和 3 年 月 日から適用する。